

長崎県建設関連業務における事前審査登録制度実施要領

令和6年1月16日 5建企第350号

最終改正 令和7年2月28日 6建企第306号

(目的)

第1条 この要領は、長崎県建設関連業務委託総合評価落札方式試行要領に基づき、毎年度、長崎県が執行する総合評価落札方式による入札において、本要領第2条で定める申請項目について事前審査登録を行い、入札参加者が入札の際に発注案件ごとに提出する「企業の経験及び能力」に関する書類の軽減を図ることを目的とする。

(事前審査登録について)

第2条 事前審査登録の対象とする項目は次の通りとし、原則、適用年度に行う第1回申請により行うものとする。ただし、年度の途中から登録を申請する場合及び、既に登録している項目の変更登録を行う場合は、随時申請により行うものとする。

【第1回申請について】

申請項目

- ・企業の業務成績評定（申請様式：様式1号）
- ・災害支援協定（申請様式：様式2号）
- ・県内在住技術者の雇用（申請様式：様式3号）

申請期間

毎年4月1日から15日（当日消印有効）

事前審査登録結果の適用開始日

毎年5月1日以降に公告する業務案件に適用

【随時申請について】

申請項目

- ・企業の業務成績評定（申請様式：様式1号）
- ・災害支援協定（申請様式：様式2号）
- ・県内在住技術者の雇用（申請様式：様式3号）

申請期間

- ・毎年5月1日から15日（当日消印有効）
- ・以降毎月1日から15日（当日消印有効）

事前審査登録結果の適用開始日

- ・**結果通知書の通知日**以降に公告する業務案件に適用

(申請の方法)

第3条

1. 事前登録を希望する者は、以下のとおり申請を行うものとし、登録申請する項

目は第2条に定める項目及び内容の全部又は一部とする。

第1回申請

「長崎県総合評価（建設関連業務）事前審査申請書（第1回申請）（以下「申請書」という。）及び添付資料等により申請を行うものとする。

随時申請

「長崎県総合評価（建設関連業務）事前審査申請書（随時申請）（以下「申請書」という。）及び添付資料等により申請を行うものとする。

2. 各申請については、以下のものを提出しなければならない。

- ・紙媒体1部（申請書及び添付資料等）
- ・電子媒体（CD-R）1部（申請書及び提出様式のExcelデータと添付資料のPDFデータ）
- ・110円切手を貼った返信用の封筒（長3号:120mm×235mm）

3. 申請書は、原則郵送によるものとする。（やむを得ない場合は持参可とするが受付用の控えを用意すること。）

（申請書の確認及び登録）

第4条 事前審査登録は、申請書と添付資料の確認を行い、県データベースに登録を行うものとする。ただし、以下の評価項目については、申請データと県データに相違がある場合、申請者に連絡し、相互確認の後、登録するものとする。

- ・業務成績評定

（事前審査登録内容の通知）

第5条 登録内容は、「長崎県総合評価（建設関連業務）事前審査結果通知書」（以下「結果通知書」という。）を郵送により通知するものとし、添付資料及び電子媒体については返却を行わない。

（事前審査登録内容の使用範囲）

第6条

1. 結果通知書は、当該年度の5月1日から年度末日までに公告する建設関連業務の総合評価落札方式の業務案件に適用する。
2. 公告された業務案件ごとに提出する技術資料の該当項目の記入欄に「事前申請済み」と記入し、結果通知書の写しを添付しなければならない。
3. 事前審査登録内容を入札案件に用いるかどうかの判断は入札参加者による。

（その他）

第7条 事前登録した内容は、建設企画課総合評価班において適切にデータ管理を行い、入札案件ごとに該当する企業の審査結果を入札執行機関に通知する。

第8条 本制度の活用は、当該企業の自由意志によるものとする。

附 則

本要領は、令和 6 年 1 月 16 日から施行する。

本要領は、令和 7 年 2 月 28 日から施行する。